

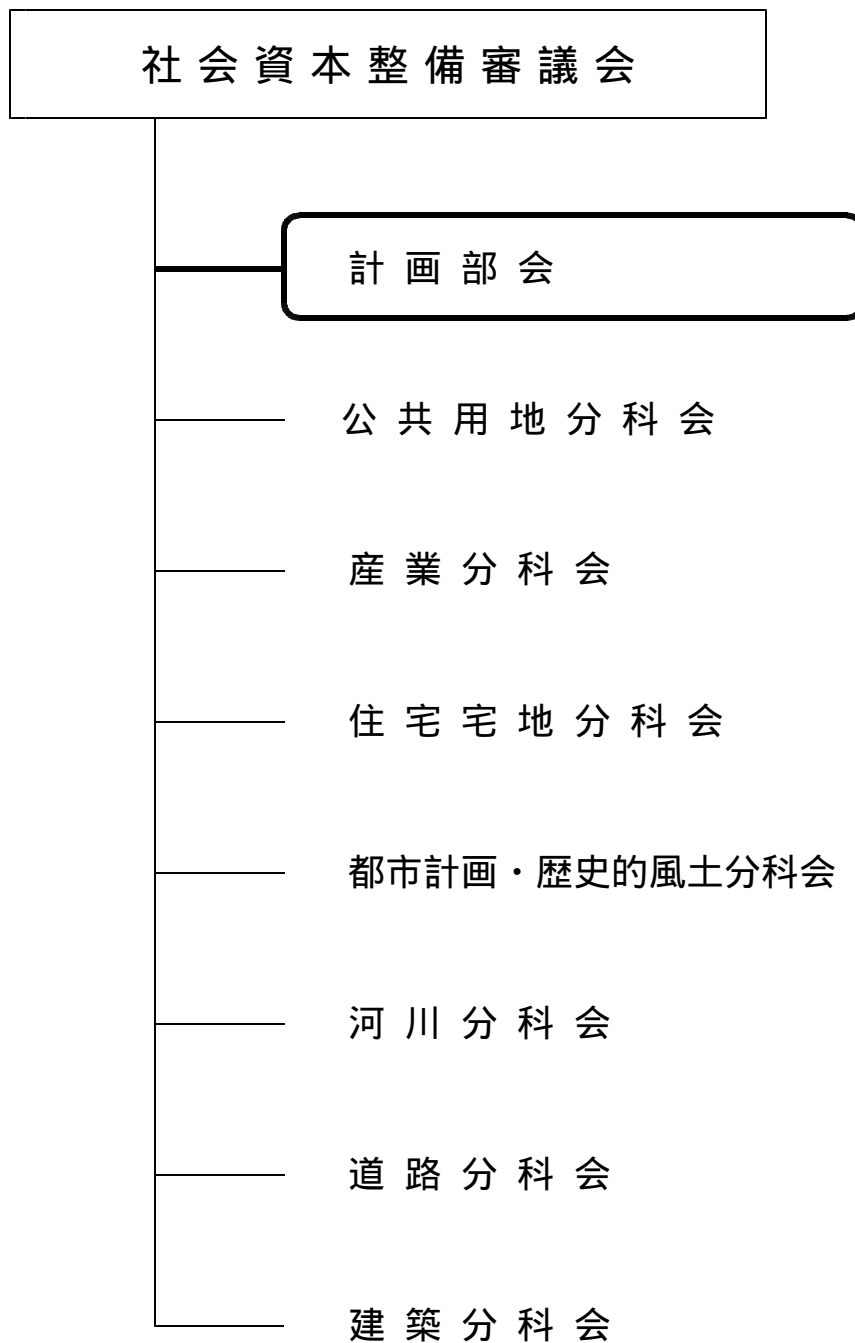
< 議決事項 >

計画部会の設置について

社会資本整備重点計画について調査審議するため、下記により審議会に計画部会を設置する。

記

- 1 社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)第7条第1項の規定により、審議会に計画部会を置く。
- 2 計画部会は、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第4条の規定に基づき作成する社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項について調査審議する。



## (参考2)

社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（抄）

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 （略）

4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する、

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

社会資本整備審議会運営規則（抄）

（部会）

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会）の議決とすることができる。

4 （略）

社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（抄）

（重点計画）

第四条 主務大臣等は、政令で定めるところにより、重点計画の案を作成しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により作成された重点計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

3 重点計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標

二 前号の重点目標の達成のため、計画期間において効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

三 地域住民等の理解と協力の確保、事業相互間の連携の確保、既存の社会資本の有効活用、公共工事の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するための措置に関する事項

四 その他社会資本整備事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

4 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、都道府県の意見を聴くものとする。

5 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と治山緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条に規定する治山事業との総合性を確保するため、同法第三条第一項に規定する治山事業七箇年計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。

7 主務大臣等は、第二項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、重点計画を公表しなければならない。

8 前各項の規定は、重点計画を変更しようとする場合について準用する。